

初診時・再診時の選定療養費の変更について

令和4年度診療報酬改定により、紹介状を持たずに受診した際にご負担いただく選定療養費が以下のとおり変更となります。

選定療養費とは、「初期診療」は医院や診療所で、「高度・専門医療」は病院（200床以上）で診療を行うという医療機関の機能分担を図るために定められた制度で、診療費とは別にご負担いただくものです。

当院は「地域医療支援病院」に指定されており、その徴収が義務付けられております。当院を受診する場合は、可能な限り、紹介状を持参して受診いただくようお願いいたします。

変更日	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から	備考
初診時	医科 5,500円 歯科 3,300円	医科 7,700円 歯科 5,500円 <small>※増額分は診療報酬から減算</small>	<p>【ご留意いただきたい点】 当院のかかりつけ患者さんであっても、紹介状や当院主治医からの院内紹介のいずれもなく、新たな診療科を受診する場合は、初診扱いとして徴収が義務化されます。</p> <p>なお、以下に該当する方は徴収いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介状をお持ちの方 ・救急車やドクターヘリで搬送された方 ・労災、公務災害、交通事故、自費診療の方 ・当院の他の診療科から院内紹介となった方 ・人間ドックや健診の結果により精密検査受診の指示を受けた方 ・特定の障害や疾病などにより公費負担制度を受給されている方 ・外来受診後、そのまま入院となった方 等
再診時	医科 2,750円 歯科 1,650円	医科 3,300円 歯科 2,090円 <small>※増額分は診療報酬から減算</small>	<p>以下に該当する方のみ徴収させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病状が安定し、当院担当医が他院へ紹介したにも関わらず、当院での診療を希望し、紹介状を持たずに受診される場合